



# 創造的破壊か？ — アメリカから見た日本のインターネット (要約)

## はじめに—

日本の改革・国際派は、ほぼ2世紀にわたって、日本固有の島国意識や変化に対する抵抗に苛立ちを覚えてきた。そんなお国柄でありながら、日本は重要な転機に劇的なスピードで革新的な改革を実行してきた。明治維新がその例である。世界に取り残されるという国民の認識が、経済や技術の成長・発展を実現する原動力になってきた。日本の数多くの識者は、日本が今まさに新たな革命にさしかかっていると信じている。今回の革命は、情報技術（IT）で乗り遅れているという国内の認識が推進力となり、インターネットと電子商取引を取り入れることで、日本は長期の景気後退から脱し、時代に合わない経済規制を一掃し、ITで世界のリーダーにのぼりつめると期待されている。

## 変わりつつある既存の構造

ある日本の識者たちは、インターネットによって日本で「パラダイム・シフト」が起こると予測する。「パラダイム・シフト」とは、戦後日本経済の特徴だったビジネスのやり方や慣行から脱却することだ。インターネットが日本経済に与える影響については、こうした予測に事欠かない。例えば昨年、英ファイナンシャル・タイムズは「日本に多数存在する中間流通業者にとって、インターネット産業の出現がその時代の終焉につながる恐れがある」と報じている。

確かに、日本のビジネス界や社会ではすでに驚くべき変化が起こっている。こうした最近の展開から、多くの識者が経済停滞の要因として指摘してきた時代遅れの慣行、取り決め、態勢といった一連の問題を日本が一掃する過程にしているという見方が強まっている。例えば、日本の金融システムに市場メカニズムが導入されることになり、長年にわたって企業界の吸収・合併やリストラを妨げてきた金融・産業界の系列関係も崩れ始め、かつて日本の官民に脅威とみなされた外国企業の日本への直接投資も前向きに受け入れられるようになった。独占禁止法の強力なそして透明度の高い執行も、通信業界において強調される可能性もでてきている。日本政府も企業も、インターネット技術を取得するにあたって、海外のアドバイザーを以前と比べて積極的に登用するようになった。さらにインターネットを使ったeビジネスの世界では、長年ビジネス界で活躍の場が限定されてきた日本女性の躍進がめざましい。

日本の変化は「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」「IT基本戦略」（以下、略して「IT基本法・戦略」）を見ても明らかだ。IT基本法・戦略は日本におけるインターネットの利用を推進するために政府がとるべき施策を具体化したもので、森首相の肝いりで発足した官民の代表からなるIT戦略会議などが中心になって作成された。日本

デューイ・バレンタイン法律事務所／サイバーワークス・ジャパン

スポンサー：日本ゼネラル・エレクトリック株式会社、  
IBM・ワールド・トレード・アジア・コーポレーション、  
マイクロソフト・アジア・リミテッド、  
コダック株式会社

All Rights Reserved, Copyright © 2001 Dewey Ballantine LLP, Cyberworks Japan

の産業政策の特徴は、官民からなる諮問機関の答申を基に、特別措置法が制定され、政策が中央集権的に形成されてきた点であり、IT基本法・戦略にも多少似通った点がある。しかし、戦後の産業育成政策と異なる点があることも確かだ。日本の従来の産業政策では政府が業界ごとに、投資から、研究目標、産業構造、国内競争のレベルに至るまで指導するのが特徴だった。それとは対照的に、今回の日本のIT政策では、民間の主導的役割、市場をベースとした競争、そして透明な行政ルールに力点が置かれている。政府の役割は自由かつ公正な競争を確保する点に限定されるべきで、新しい技術は既存の法律や規則によって不要に阻害されてはいけない点も記されている。

IT基本法・戦略に沿って実行される政府のIT振興策、またはすでに実行に移されているその他の振興策では、研究開発の支援・推進、そして光ファイバー網の構築などのインフラ投資に力点がおかれている。実際、政府がその創出に関与している日本のブロードバンド環境は、米国とかなり異なったものになるだろう。政府の関与の結果、日本のブロードバンド環境は、パーソナル・コンピュータ（PC）を介さず、日本のメーカーが優位性を発揮できる情報家電と、ブロードバンド総合デジタル通信網（B-ISDN）に、大きく傾斜するかもしれない。さらに日本のブロードバンド環境では、携帯によるブロードバンド接続が急速に採用され、日本電信電話（NTT）がブロードバンド伝送サービス業者として支配的な地位を維持することになりそうだ。これは、ブロードバンド伝送市場が分散化している米国と対照的だ。一方で、日本でのブロードバンドに対する投資は、その事業戦略の一部またはほとんどを電子商取引に依存する地元企業と外資企業にも有利に働くだろう。

本格的な変化を促すためにインターネットを利用する政府の意図を明らかに表わしている例として、電子商取引を促進する新しい法律の制定と、電子商取引の障害とみられる既存の法律のおおがかりな改正が挙げられる。オンライン取引の増大を目指すこうした法制面でのイニシアチブは、急激な変化をもたらす可能性を秘めている。消費者の信頼確保と安全な電子商取引の環境づくりを意図した法案には、2001年4月に施行される「電子署名及び認証業務に関する法律」、2001年の春国会で審議される予定の「電子契約法案」、「個人情報保護基本法案」などがある。さらに、前例にない膨大な数の法律が改正、または現在改正作業中である。日本政府による最近の調査によると、少なくとも124の法律と733の規則が、インターネット上の日本の事業活動を制限し、電子商取引の発展を妨げているという。例えば、一単体が登録できるドメインネームの数や関係者間のドメインネームの譲渡を制限していた日本のドメインネーム規制政策は、現在、徐々に緩和されている。2000年に国会を通過した「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」は、電子商取引を促進させるために50の法律を改正するものだ。なかでも、電子商取引を後押しする可能性があるとして注目されるものに、購買契約時に必要な書面交付に電子メールを代用することを認める「訪問販売法」や、(クレジットカードに付与された番号のみを通知して取引を行なう)カードレス取引を消費者保護対象に加える「割賦販売法」などがある。

**デューイ・バレンタイン法律事務所／サイバーワークス・ジャパン**

スポンサー：日本ゼネラル・エレクトリック株式会社、  
**IBM**・ワールド・トレード・アジア・コーポレーション、  
マイクロソフト・アジア・リミテッド、  
コダック株式会社

All Rights Reserved, Copyright © 2001 Dewey Ballantine LLP, Cyberworks Japan

## 変わらない既存の構造

日本が本格的に変化している兆しが数多く見受けられるものの、実際、日本の改革論者たちが意図するようなパラダイムシフトや、インターネット主導の激変が起こるかどうかは定かでない。インターネットの出現は、国内既存の利益構造の不安定要因となっており、歴史をたどると、こうした既存の支配的事業者がみすみす撤退しないことが予想される。インターネットでその地位が脅かされる側は、激変に抵抗したり、または既存の関係や取り決めの崩壊を最低限にとどめる形で新しい技術を支配下におさめようとするかもしれないし、現に行っている事業者もいる。インターネット普及のインフラとなる通信業界では、揺るぎないNTTの支配力が、日本の改革者たちの描くような、競争の激しい、インターネット主導型の経済実現に大きな疑問を投げかけている。

経済再構築の手段として電子商取引を普及させようとする日本のリーダーたちの大半は、通信業界で競争が欠如している点を、改革の主要な障壁とみている。「（政府は）通信やインターネットの普及と自由化を唱えながらNTT法を残している」とソニー代表取締役兼CEOの出井伸之氏は語る（中央口論2000年11月号）。NTTの比較的高い接続料金と市内電話料金が、日本におけるインターネットの利用を阻み、またNTTは競争相手のデジタル加入者線（DSL）接続事業者の市場参入も阻害してきたともみられている。一方NTTの擁護者は、高い接続料金がNTTの多額のR&D投資を可能にしたのであり、その結果NTTは最新の通信インフラを日本に供給してきたと指摘する。NTTでは接続料金の引き下げに柔軟性を示しながらも、同社のR&D投資に影響が出るほど大幅な引き下げをするつもりはないようだ。また携帯通信における日本の先導的地位は、単一のワイヤレス規格をつくりだした日本の規制政策もあったからだという日本の通信政策擁護論もある。オープンな通常のインターネットから隔離された、携帯特有のインターネット体験を供給することで、NTTドコモはわずか18ヶ月の間に日本のインターネット・サービス・プロバイダーのナンバ・ワンにのぼりつめた。この事実はおそらく、日本のインターネット経済が規制の結果として成長したという意外な展開を示す好例の一つだろう。

また、セクターによっては従来の構造や関係が全く塗り替えられてはいないことも、明らかになってきている。インターネットが中間流通業者時代に終焉をもたらすという日本や欧米の識者による憶測とはうらはらに、インターネットの到来は、消費財の流通構造の変容に複雑な結果をもたらした。日本におけるコンビニエンスストアの成長と多大な影響力は大店法という規制の産物である。その影響力を中心に、コンビニと大手商社が日本の企業消費者間(B to C)電子商取引で提携を展開する様相は、分散的なアメリカの企業消費者間(B to C)電子商市場では見られないものだ。究極の中間流通業者である日本の大手商社が戦略的理由でコンビニを囲い込むのは既存の経済的関係の革新的な変化ではない。それは、オールド・エコノミーのプレーヤーからニュー・エコノミーのプレーヤーへの衣替えであり、パラダイムシフトを意味しているわけではない。同様の例がネット書籍販売にも見られる。外資系ネット書店や他業種の国内企業といった新規参入企業が著しい変化をも

デューイ・バレンタイン法律事務所／サイバーワークス・ジャパン

スポンサー：日本ゼネラル・エレクトリック株式会社、  
IBM・ワールド・トレード・アジア・コーポレーション、  
マイクロソフト・アジア・リミテッド、  
コダック株式会社

All Rights Reserved, Copyright © 2001 Dewey Ballantine LLP, Cyberworks Japan

たらず可能性がありながら、従来の構造が現段階ではほとんど変わっていないようだ。今のところ、17にのぼる有力ネット書店の中で、再販価格維持制度に挑み成功した書店は、単体であれ共同であれ、ひとつとして存在しない。

最後に、前述したような法制面のイニシアチブが歓迎される一方、インターネットが改革の推進力となるには、さらに法制、規制面で改革をすすめる必要があるようだ。例えば、物理的な所在を条件とするドメインネーム規制はまだ修正されていない。ネット上での貸金活動に適用される「貸金業法」や、ネット上のオークションに影響する「古物営業法」など、当初検討の対象となった83の法律すべてを「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」で改正するには至らなかった。こうした例は、インターネットの力を最大限に生かすという公言の目標を達成するため、規制をさらに修正していく必要がある点を示している。

## 結論

日本は今まさに、重要な転機を迎えている。インターネットと電子商取引を推進力に、長期の景気後退から脱し、時代に合わない経済規制を一掃し、ITで世界のリーダーに上りつめようと摸索している。インターネットは「失われた10年」になかったような大きな可能性を秘めている。この新しい環境は、新規参入者にとって前例のない機会を与えるかもしれない。同時にインターネットの到来は、国内既存の利益構造に不安定要因となりうる。この重要な転機に、変革への動機が十分でなければ、日本はインターネットと電子商取引によってもたらされる機会を失われることになるだろう。

デューイ・バレンタイン法律事務所／サイバーワークス・ジャパン

スポンサー：日本ゼネラル・エレクトリック株式会社、  
IBM・ワールド・トレード・アジア・コーポレーション、  
マイクロソフト・アジア・リミテッド、  
コダック株式会社

All Rights Reserved, Copyright © 2001 Dewey Ballantine LLP, Cyberworks Japan

**デューイ・バレンタイン法律事務所**は、1909年に設立されて以来、世界のリーディング・カンパニーの複雑・多様なニーズに応え、高度で幅広いサービスを提供する法律事務所として、常に高い評価を受けてきた。M&A、投資、証券取引法務では全米トップレベルを誇る当事務所では、プロジェクト・ファイナンス、キャピタル・マーケット、賃貸借、組織金融分野でも上位を占めている。ハイテク分野の顧客ニーズに応えるため、昨年カリフォルニア州メンロ・パークにオフィスを開設。

報告書「創造的破壊か？－アメリカから見た日本のインターネット」は、デューイ・バレンタイン法律事務所ワシントン・オフィスの国際通商グループ([www.dbtrade.com](http://www.dbtrade.com))パートナー、トーマス・ハウエル米弁護士指揮のもとに作成された。アラン・ウルフ弁護士率いる当事務所の国際通商グループは、法務に加えて、外国市場、外国政府の施策に関する事実分析や経済分析コンサルティング業務も行っている。国際通商グループは、これまでに各業界の国際通商・競争環境や、中国、日本、ロシア、韓国、台湾、EU諸国、ブラジルをはじめその他各国の通商、産業、規制政策について分析を行ってきた。

**サイバーワークス・ジャパン** ([www.cyberworksjapan.com](http://www.cyberworksjapan.com)) は日本のネット市場参入を目指す外国企業に、調査・分析サービスを提供。同社ではインターネットを、潜在的にはオープンで、効率的、文化的に中立的な流通経路と見るが、外国企業が日本のネット市場で長期的な成功をおさめるためには、技術だけにとどまらない知識が必要と考える。当社代表のレイチェル・ハウは日本の市場参入問題の調査・分析を専門とする。

\* \* \*

報告書「創造的破壊か？－アメリカから見た日本のインターネット」は、日本での電子商取引の成長を形成する規制およびビジネス面での諸問題をより理解するために作成された。同報告書は日本の法律に関する権威ある論文として利用される目的でつくられたものではない。日本の電子商取引における諸問題をわかりやすく説明した一般的な手引書として利用されることを目指したものである。また、報告書にある日本の法律の叙述・概要は、日本の弁護士資格をもつ弁護士によって作成、吟味、再考されたものではない。

**デューイ・バレンタイン法律事務所／サイバーワークス・ジャパン**

スポンサー：日本ゼネラル・エレクトリック株式会社、  
**IBM**・ワールド・トレード・アジア・コーポレーション、  
マイクロソフト・アジア・リミテッド、  
コダック株式会社

All Rights Reserved, Copyright © 2001 Dewey Ballantine LLP, Cyberworks Japan